

【諮問第77号】

15川公審第7号
平成15年5月23日

川崎市教育委員会
委員長 黒田俊夫様

川崎市公文書公開審査会
会長 安富 潔

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成10年8月24日付け10川教庶第550号の2をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の公文書閲覧等請求に対する実施機関の処分は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成 10 年 3 月 3 日付で、旧川崎市情報公開条例（昭和 59 年川崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市立中学校全 51 校が実施機関に提出した平成 7・8・9 年度の教育課程編成届に関し、その教育課程を決定した教育課程編成会議及び職員会議・教科別会議・特別活動会議・部活動顧問会議・学年会議など、教育課程を討議した会議録、決定した会議録及びそれらの会議で使用した文書・資料等のすべて」の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成 10 年 3 月 17 日付けで、本件請求に係る対象公文書が大量、膨大であり、閲覧等の判断に長期間を要することを理由として、条例第 10 条第 2 項の規定に基づく公文書閲覧等決定期間延長を異議申立人に通知した。

実施機関は、平成 10 年 7 月 3 日付けで、本件請求対象のうち 15 校分の文書等については該当する公文書が存在しないとして拒否処分（残りの学校分については、同年 6 月 13 日及び 7 月 3 日付けで一部公開処分）を行った。

異議申立人は、平成 10 年 8 月 5 日付けで、本件拒否処分の理由不備を理由として、本件拒否処分の取消しを求めて異議申立を行った（当審査会諮問第 77 号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成 14 年 5 月 16 日付け意見書及び平成 15 年 1 月 17 日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件拒否処分の理由には具体的な記述がされておらず、どのような客観的判断要素によって非公開条項に該当するののかの理由付記がない。
- (2) 条例前文第 3 項（「情報公開制度は、市民にとってわかりやすく、利用しやすい公正で信頼できるものでなければならない。」）の規定の趣旨からは、拒否した場合の理由説明は、わかりやすいものでなければならない。
- (3) 本件請求に係る対象公文書が一部の学校にはあり、一部の学校にはないとのことであるが、通常、教務主任を通じてまとめ、会議に諮って決定されるものであり、教育課程編成に際して討議した記録がないということは理解しがたい。
- (4) 文書不存在の理由は、各学校別にあるはずであり、明らかにしてほしい。

4 実施機関の主張要旨

平成 11 年 5 月 20 日付け処分理由説明書及び平成 14 年 11 月 21 日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

本件請求に係る対象公文書については、各中学校に照会し、当該公文書の存否

について確認したものである。

教育課程は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）等の規定により編成することとされているもので、その編成に当たっては、当然、各中学校において年度ごとに検討されるものである。

しかしながら中学校では、教育課程の編成に当たり、その内容が大きく変わらないときは、会議での検討がなされても、会議における発言内容等を記録しないことが通常であることから、会議録等に教育課程編成に関する記載等のない学校があったものである。

5 審査会の判断

本件は、実施機関が本件請求に対して一部の中学校における対象公文書は不存在として拒否処分を行ったものである。このような実施機関の処分の当否についての審査は、一部の中学校における教育課程編成届に関し、その教育課程を決定した教育課程編成会議等の会議録などの文書等が作成された否かという事実の問題であるが、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる（条例第 15 条第 5 項）にとどまり、当該対象公文書が存在していると推認することはできなかった。

実施機関は、処分理由説明書及び事情説明聴取において、教育課程の編成に当たって、その内容が大きく変わらないときは、会議での検討がなされても、その発言内容等を記録しないことが通常であるとして、本件請求に係る対象公文書は不存在と述べており、審査会として当該対象公文書の存在を認めることができない以上、実施機関の本件拒否処分を不当とすることはできない。

しかしながら、文書不存在を理由とする拒否処分の場合、その原因となる事情は様々であるが、文書を作成せず、文書が存在しないというときには、実施機関による文書作成義務の不履行の可能性が検討されなければならない。

教育課程の編成に当たっての会議は、学校教育の場における重要な会議であり、たとえ、教育課程の編成に当たって、その内容が大きく変わらないときは、会議での検討がなされても、その発言内容等を記録しないというのは疑問である。

もっとも、このような会議運営に疑問があるとはいえ、そのことにより実施機関の本件拒否処分が不当であるということとはできない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子
委員 鈴木 庸 夫
委員 高 岡 香
委員 三 浦 俊 介
委員 安 富 潔